**平成２２年（フ）第１１１２号**
堺市西区鳳北町８丁443番地　北鳳団地Ａ棟202号
債務者　伊東　美夏
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１２２号**
堺市東区菩提町２丁99番地３
債務者　志村　　健
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１３１号**
大阪府羽曳野市古市６丁目８番２号、前住所大阪府羽曳野市古市1496番地の９
債務者　奥村　良人
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１３２号**
大阪府羽曳野市古市６丁目８番２号、前住所大阪府羽曳野市古市1496番地の９
債務者　奥村　リカ
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１３６号**
大阪府松原市東新町１丁目31番地の22
債務者　橋元　　満
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１５０号**
大阪府富田林市錦織東２丁目13番７―210号
債務者　坂田　伸一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５１号**
北海道日高郡新ひだか町静内末広町３丁目３番10号　コーポサンルート106号
債務者　海島　義広
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２２年（フ）第５２号**
北海道日高郡新ひだか町静内神森170番地の７
債務者　横田　厚子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２２年（フ）第５３号**
北海道浦河郡浦河町緑町96番地の19
債務者　山崎　伸彦
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２２年（フ）第５４号**
北海道浦河郡浦河町荻伏町353番地の56
債務者　沢　美登里
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２２年（フ）第５５号**
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目17番５号　旭サンハイツ201号室
債務者　山際　裕貴
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２２年（フ）第１４０号**
北海道小樽市稲穂３丁目６番142号　小樽グランドパレス511号室、前住所北海道小樽市オタモイ３丁目22番42号
債務者　能戸　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（フ）第４９７号**
岩手県岩手郡滝沢村大釜字竹鼻161番地１
債務者　竹鼻　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第５０５号**
仙台市宮城野区南目館１番１号　第２特科群
債務者　菅澤　祥幸
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第９１７号**
宮城県岩沼市早股字前川121番地の１
債務者　齋　あけみ
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第９２１号**
仙台市太白区鹿野３丁目13番32号　ホワイトファミール長町南201
債務者　浅野　幸誠
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第９４５号**
仙台市青葉区愛子中央２丁目13番13号
債務者　廣谷　良則
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係